

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年3月6日

島根県宍道湖流域下水道事務所長 江角豪人

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度 普通肥料原料(MAP) 売払い(その1)

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約時期

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 搬出場所

島根県松江市竹矢町1444番地 宍道湖東部浄化センター

(5) 入札方法

普通肥料原料(MAP) 1トンあたりの資材単価に搬出予定量100トンを乗じて得た額から、1回当たり運搬費に搬出予定回数14回を乗じた額を控除した額を入札価格とする。

(ただし、MAPの生成状況等により変動することがある。)

入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

(9) この入札に係る入札説明書において示す入札参加資格確認申請書を指定期日までに提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書に関する問い合わせ先

〒690-0023 島根県松江市竹矢町 1444 番地

島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

電話 0852-37-0216、FAX 0852-37-0447

(2) 入札説明書及び仕様書

入札説明書及び仕様書は、本公告の日から令和7年3月19日(水)までの間、島根県宍道湖流域下水道事務所ホームページからダウンロードしてください。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月25日(火) 午後1時00分

イ 場 所 島根県松江市竹矢町 1444 番地

島根県宍道湖東部浄化センター 管理本館 3階 小会議室

ウ その他 FAX及び郵便による入札は認められません。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語と通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った入札予定金額の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 入札の執行の取止め又は延期

入札の不正が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取止め、又は延期することがあります。

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(9) 契約書作成の要否

要します。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（宍道湖流域下水道事務所）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものします。

(11) その他

詳細は、入札説明書によります。